

# 令和4年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

令和4年12月7日

12月7日（水）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について  
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第8 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について  
日程第9 報告第4号 軽微な農地改良の届出について  
日程第10 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

事務局職員出席者

事務局長	飯	田	利	彦	管理班長	石	毛	明	子	
農地班長	滑	川	典	文	主	査	高	橋	亮	太郎

開会 午後 3時12分

議長 まず、本日の出席委員の確認をいたしますが、見たとおり全員19名出席しておりますので、総会は成立をしております。

---

◎開 会

議長 ただいまから令和4年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、9番 平川君子委員、10番 寺島美幸委員、この2名をご指名いたします。

---

◎議案の提出

議長 次に、会期及び本日の提出議案についてお諮りいたします。

この総会の会期は本日限りとし、提出議案は日程第1 議案第1号ないし日程第10 報告第5号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。  
令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから5ページで、整理番号は1番から13番です。

整理番号1番、2番、4番、7番、13番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番、譲受人が農業経営の安定化を図るため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号5番、6番、譲受人が自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号8番、9番、10番、こちらは譲受人が合理的な農業経営を行いたいため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号11番、12番、こちらは農地所有適格法人以外の法人が、農業経営に参入するため、解約条件付の賃借権を設定するものです。

以上13件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長 平川君子委員。

9番平川委員 第3班、事前審査会の審査結果について報告いたします。

議案第1号。

去る11月28日月曜日、午後1時半より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は13件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。

なお、整理番号11番、12番については、農地所有適格法人以外の法人の参入申請であ

りますが、賃貸借契約書に契約解除条件が付されていること、集落活動等への参加により、地域のほかの農業者と適切に役割分担をし、継続的・安定的に農業経営が行われること、業務を執行する役員等の1人以上が法人が行う耕作の事業に常時従事することについても審査要件となっておりますが、契約解除条件については契約書により確認、集落活動等への参加については確約書の提出により確認、役員等の1人以上が法人が行う耕作の事業に常時従事することについては、農業経営の実施計画書において確認いたしました。

よって、議案第1号については、権利取得後も適切な管理が行われると考えられ、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細については、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号1番について、鈴木 清推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの、農業経営を行っておらず、また、香取市内に当該農地1筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、11番 海老沢 武委員。

11番海老沢委員 整理番号2番につきましては、西郡推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの、農業経営を行っておらず、また香取市内に当該農地1筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障ないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番から6番の4件について、12番 飯森 孝委員。

1 2 番飯森委員 整理番号3番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の安定化を図るため、育苗用地としてこれまで賃貸借を行ってきた農地を譲渡人と売買により所有権移転の協議が調ったものです。このことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号4番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号5番、6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、高木推進委員さんには電話にて説明しました。

なお、整理番号5番及び6番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し経営規模の拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号7番について、14番 片野壽夫委員。

1 4 番片野委員 整理番号7番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号8番から10番の3件について、15番 富澤克彦委員。

15番富澤委員 整理番号8番、9番、10番について、現地調査を行った結果を説明します。なお、西郡推進委員には電話連絡してあります。

整理番号8番、9番、10番については、譲受人が同一人であるため、一括で説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地と畦畔のない隣接農地を取得し、合理的に耕作を行いたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号11番、12番の2件について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号11番及び12番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号11番及び12番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明をいたします。

この申請は、譲受人は皆さんよくご存じの会社であると思いますが、このたび、農地所有適格法人以外の法人として農業経営の参入をするため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、ブドウ、サツマイモの作付計画があり、〇〇〇〇来場者やインターネット販売を計画しております。経営面積については、ブドウ等、経営が安定するまで、当面現状維持を目標とすることとなっております。

農業経営の実施計画書については、栽培手順については、これまで圃場での実地指導を受けたり、経費計画を学ぶなど、譲渡人から指導を受けながら計画を立てたものであります。

また今回、農地所有適格法人以外の法人としての農業経営の参入であります。参入の要件として、営農を行う地区での農業の維持発展に関する話合いや農道や水路等の維持管理への参加などが条件となっておりますが、この集落活動への参加についての確約書の提出がなされております。この確約書において、〇〇地区及び〇〇〇地区の区長へ説明を行っている旨、記載がなされております。

さらに、当該法人が参入するに当たっては、農業委員会会長が市町村長から意見を求めることとなっておりますが、その意見書においては特段の指摘事項はございませんでした。

したがって、申請内容においても適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号 13 番については私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読いたします。

整理番号 13 番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの、遠隔地に居住しており、農業経営を行っておらず、また、香取市内に当該農地 1 筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地の隣で、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 ありがとうございます。

せき込んでいます方いますが、遠慮なくペットのお茶飲んでくださいね。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、次に採決をいたします。

議案第 1 号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号については原案のとおり決定いたします。

---

## ◎日程第 2 議案第 2 号

議長 長 日程第 2 議案第 2 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係



る意見について審議を求める。令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案の概要を説明します。

ページは6ページから8ページで、整理番号は1番から9番です。

1番、それから5番、6番、7番。こちら転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は、1番と7番は使用貸借権設定。5番、6番は所有権移転です。

申請地の農地区分は、1番と6番、7番は第1種農地、不許可例外事由I。5番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地にそれぞれ推定されます。

整理番号2番。転用目的は、従業員寮、駐車場、あとコンテナ置場等の農業用施設用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地、不許可例外事由Bに推定されます。

それから、整理番号3番、4番、8番、9番。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、まず3番は、都市計画用途地域内の準工業地域のため、第3種農地となります。4番、8番、9番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

以上9件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長 平川君子委員。

9番平川委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は9件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、地区担当委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番、2番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、寺島推進委員さんと現地調査を行った結果を説明します。

場所は、県道〇〇号線と〇〇号線の交差点を北に〇〇メートルほど上ったところに〇〇〇〇というのがありますが、その近くになります。





る農地との境界にはブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は〇〇ウ土地改良区より排水同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

続いて、整理番号6番について、木内推進委員さんと現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、国道〇〇号〇〇〇〇〇〇から〇〇方面に〇キロメートルほど行きますと〇〇〇〇があります。その手前〇〇メートル地点を国道から〇〇〇方向に左折して、〇〇メートルほど進んだ左側になります。

本件は、譲受人は、現在、実家住まいですが、手狭であるため、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等を行いません。排水については、雨水は浸透ますにより敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、道路側溝へ放流します。また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は〇〇土地改良区より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性もあり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

続きまして、整理番号7番について、木内推進委員さんと現地調査等を行った結果を説明します。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇線と国道〇〇号が交わった交差点から〇〇方面へ〇〇メートル行くと信号機があります。その交差点を〇〇方向へ左折し、〇〇メートル進んだ地点を右折し、〇メートル先の右側になります。

本件は、譲受人は、現在、配偶者の実家住まいですが、手狭であるため、親の所有地である申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地は、前面の道路より高くなっているため、埋立て等を行わず、敷地内で敷きならし、整地します。排水については、雨水は浸透ますにより敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、道路側溝へ放流します。また、隣接する農地より低くなるため、土砂等流出のおそれはありません。

なお、申請地は〇〇土地改良区より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性もあり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。



以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは9ページから88ページで、整理番号は1番から181番です。議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上181件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第3号 整理番号1番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号1番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第3号 整理番号30番、31番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号30番、31番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号30番、31番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第3号 整理番号81番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号81番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号81番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第3号 整理番号99番から103番の5件について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号99番から103番の5件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号99番から103番の5件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第3号 整理番号174番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。



次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号174番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号174番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号 整理番号1番、30番、31番、81番、99番から103番、174番の10件を除く171件について審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号 整理番号1番、30番、31番、81番、99番から103番、174番の10件を除く171件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号 整理番号1番、30番、31番、81番、99番から103番、174番の10件を除く171件については、原案のとおり決定いたします。

次、日程第4に入るところでございますけれども、ここで1時間たちましたので、ちょっと空気の入替えをします。

暫時、5分ぐらいの空気入替えを行いますので、1回ちょっとトイレでも何でも行ってください。暫時休憩。

感染防止についてのご協力ありがとうございます。

それでは、ただいまから再開します。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは89ページから105ページで、整理番号は1番から22番です。議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上22件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号2番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号2番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号2番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号 整理番号9番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号9番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号9番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第4号 整理番号20番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号20番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号20番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号2番、9番、20番の3件を除く19件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号2番、9番、20番の3件を除く19件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号2番、9番、20番の3件を除く19件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について審議を求める。令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案については、ページは106ページから124ページで、整理番号は1番から20番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上20件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第5号 整理番号13番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号13番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号13番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号13番を除く19件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号13番を除く19件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号13番を除く19件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第6 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は6件です。

---

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
通知は47件です。

---

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
届出は1件です。

---

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
届出は1件です。

---

◎日程第10 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
届出は1件です。  
以上です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時23分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人